

(公立保育園のみ)

保護者の皆さまへ

稲沢市子ども健康部保育課

令和2年度からの延長保育料・臨時延長保育料について

稲沢市では、これまで市独自の子育て支援策として、市内に住民登録がある子どもが市内の保育園を利用する場合、利用者負担金が無料の子どもの延長保育料と臨時延長保育料を無料としてきました。

令和元年10月以降は、幼児教育・保育の無償化に伴い利用者負担金が無料になった子ども（3歳以上児全員）についても、延長保育料と臨時延長保育料を無料としました。

しかし、通常の保育時間を超えた時間帯で一部の子どものみが利用する延長保育に係る費用については、受益者負担公平の原則によることが望ましいことから、次のとおり制度の改正を実施いたしますのでお知らせします。

記

1 改正の内容について

幼児教育・保育の無償化により利用者負担金が一律無料となった3歳以上児については、「副食代」が無料の子どものみ延長保育料・臨時延長保育料を無料とします。（3歳未満児については、これまでどおり、利用者負担金が無料の子どもの延長保育料・臨時延長保育料を無料とします。）

《改正前・令和2年3月31日まで》

年齢区分	延長保育料・臨時延長保育料の無料対象
3歳以上児（年少以上）	利用者負担金が無料の子ども
3歳未満児	

《改正後・令和2年4月1日から》

年齢区分	延長保育料・臨時延長保育料の無料対象
3歳以上児（年少以上）	副食代が無料の子ども
3歳未満児	利用者負担金が無料の子ども

(参考)

3歳以上児の副食代が無料となる基準

- ・市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の場合
- ・市町村民税所得割額71,000円未満の世帯で中学3年生から数えて第2子となる場合
- ・中学3年生から数えて第3子以降となる場合

3歳未満児の利用者負担金が無料となる基準

- ・生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯の場合
- ・市町村民税所得割額71,000円未満の世帯で中学3年生から数えて第2子となる場合
- ・中学3年生から数えて第3子以降となる場合

(裏面もご覧ください。)

2 延長保育料・臨時延長保育料の金額について（金額の変更はありません。）

（1）延長保育料

認定を受けた保育必要量及び申請利用時間により延長保育料を決定します。

保育必要量（保育の提供時間）	延長保育利用時間	1人当たりの利用料
保育短時間 (午前8時から午後4時まで)	午前7時30分～午前8時	月額 500円
	午後4時～午後5時	月額 1,000円
	午後4時～午後6時	月額 2,000円
	午後4時～午後7時15分	月額 3,000円
保育標準時間 (最長 午前7時30分から午後6時30分まで)	午後6時30分～午後7時15分	月額 500円

（2）臨時延長保育料

月額 200円

※ 保護者の突発的な残業・病気等により、認定された時間または申込みした延長保育時間を超えて保育を必要とする場合、臨時延長保育として、月2日を限度に延長保育を利用することができます。

3 保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定変更について

今回の制度改正に伴い、令和2年4月から保育短時間から保育標準時間への認定変更を希望される場合は、令和2年3月中に申請をしていただく必要がありますので、お早目に保育園へご相談ください。

なお、保育標準時間へ変更した場合であっても、午前8時から午後4時までを超える時間帯は、就労等で必要と認められる時間帯のみ利用ができます。（午前7時30分から午後6時30分までの利用を無制限に認められるものではありません。）

延長保育をご利用の際は、子どもが安全に、かつ安心して過ごせるよう、就労等の状況に沿った適正利用（※）にご協力ください。

※ 保育の必要性がない日・時間（お仕事が休みの日、買い物等、保育の必要性が認められない時間）の延長保育の利用は認められません。延長保育の利用申請の際には、各園または保育課で厳正な審査を行います。

お問い合わせ先

稲沢市子ども健康部保育課 給付管理グループ

電話：0587-32-1297（ダイヤルイン）

FAX：0587-32-8911